

城西国際大学 薬学部
生命科学研究センター利用の手引き

平成 22 年 4 月 23 日 (第 6 版)

I. 利用内規

第1条 目的

この利用内規は、城西国際大学薬学部生命科学研究センター（以下「センター」と略す）の円滑な利用を図ると共に、センターにおける動物実験の飼育管理が適正、かつ安全に行われるよう厳守すべき事項を定める。

第2条 利用の原則

- (1) 実験動物の利用は「薬学部動物実験指針」に基づき、特別な場合を除き（学生実習、RI 利用実験、限られた講座内実験）センター内で行う。
- (2) センターの立ち入りおよび使用は、原則として動物管理委員会に提出された実験計画書の実験者に記載され、許可を受けた人物（以下「利用者」と略す）に限る。
（修理、見学などでの立ち入りは、動物管理委員会が都度判断する）
- (3) 利用者はセンターが共通施設であることを認識し、諸規定を守り、その管理・運営に協力する。

第3条 組織

生命科学研究センターにおける管理・運営に関する組織は以下の通りとする。

(1) 動物管理委員会

動物施設の管理・運営ならびに実験動物の飼育管理を円滑かつ適正に行う為、動物管理委員会（以下「委員会」と略す）を設け、委員長を選出する。

(2) 生命科学研究センター管理室

動物管理委員長を長とし、飼育管理担当者（以下「管理者」と略す）が実験動物の飼育管理および施設内の管理・運営・環境設備等、日常業務を行う。

第4条 利用者の範囲

原則として利用者は本学薬学部の教職員、学生および共同研究者に限り、研究室主任の責任の下で利用が許可される。尚且つ、委員会に提出された実験計画書に基づき、委員会が承認した者に限り利用者登録を行うことが出来る。

第5条 利用申請

センターの利用を希望する場合は、年度はじめに実験計画書に所定事項を記載の上、委員会に利用申請を行う。

- (1) 原則として年一回、利用者登録を行い、承認された利用者の ID カードのみ、入室許可登録をする。
- (2) 原則として年一回、利用者に対するガイダンスを行う。利用者はこのガイダンスを受講しなければならない。

第6条 センターへの入退室

センターへの入退室は実験計画書提出後、許可されたものに限る。利用者はセンターへの入退室について、次の各項を厳守しなければならない。

- (1) センター内への入退室はセンター利用規定に従う。（Ⅱ-(1) 参照）
- (2) センター内 CV-A エリアと CV-B エリアの併用利用者は衛生管理の点から、CV-A エリア入室後 CV-B

エリアへの入室は原則禁止とする。

- (3) センター内の利用者は微生物学的統御の観点から他研究機関の実験動物施設を同時に利用することは出来ない。
- (4) センター内の利用者は微生物学的統御の観点から自宅でのペット（げっ歯類）飼育は認められない。

第7条 機械、器具の取り扱い

センターで使用する機械、器具類の搬入ならびに取り扱いについては、次の各項に定めるところによる。

- (1) 機械、器具を搬入する場合は、事前に動物管理委員長の許可を得た上で搬入する。但し、簡単な解剖器具・注射器具等の実験器具類はこの限りではない。
(目安として、縦、横、高さの合計が 50cm 以上で連続して 1 日を越えてセンター内で利用される物)
- (2) センターに常備されている機械、器具の取り扱いについては、慎重を期し、センターの許可なくして移動させてはならない。
- (3) センターの備品に故障または破損等が生じた時は、直ちに管理者に届ける。
- (4) 実験に使用する個人的な器具類は可能な限りディスプレイの機器を用い、飼育区域内への持込は最小限に抑える。(Ⅱ-(5)-⑦ 参照)

第8条 実験動物の発注

実験に用いる実験動物の購入は実験を行う利用者自身で行う。指定の「実験動物受入許可書」（以下、許可書と略す）に必要事項を記入し、センター管理室又はK棟3階学部事務室内の生命研メールボックスに提出する。管理者は許可書に基づき、センターの使用状況を勘案し飼育可能か否かの判断を行う。飼育許容数を超えるなどの理由で飼育が出来ない場合は、直ちに（許可書受け取り3日以内）許可書提出研究室に連絡する。飼育可能と判断した場合、許可書を提出研究室に発行する（許可書受け取り3日以内に学部事務室のポストへ投函）。許可書を受け取った利用者は、許可書に沿って飼育動物納入業者（以下動物業者と略す）に実験動物の発注を行う。

管理者は許可書の内容に基づき、センター内への動物の受入れ作業を行う。

第9条 消耗品の発注

実験動物の飼育管理に必要な飼料、動物用床敷、飼育器材等の消耗品、また、実験に使用する共用消耗品等は動物管理委員長が管理者と協議のうえ随時購入する。

第10条 飼育動物の微生物学的グレード

センターの飼育エリアはCV-AエリアとCV-Bエリアとから成り、それぞれの飼育エリアで飼育できる動物の微生物学的グレードは次のように定める。

- (1) CVエリア(-A,-B 共通)
原則としてコンベンショナルグレードの動物まで飼育できるが、可能な限りグレードの高い動物(SPF動物・クリーン動物等)を選択する。
- (2) CV-Aエリアはセンター内での処置を伴う実験用、CV-Bエリアはセンター内での飼育のみを主な目的とした利用を行う。但し、馴化、特殊給餌、絶食、薬物投与、採血等、飼育室および前室で実施可能な軽度の処置についてはCV-Bエリアで実施してもよい。

- (3) 同日中に両エリアを利用する時は、動物種の衛生管理の点から、CV-B飼育室7→CV-B飼育室6→CV-A飼育室1→CV-A飼育室2→CV-A飼育室3→CV-A飼育室5→CV-A飼育室4の動線で行なう。

第11条 飼育動物種

センターにおいて、実験可能な飼育動物種は原則として以下の種類である。

- マウス (飼育室：CV-A飼育室1 CV-B飼育室7)
ラット (飼育室：CV-A飼育室2、3 CV-B飼育室6)
モルモット (飼育室：CV-A飼育室4)
ハムスター (飼育室：CV-A飼育室2)
スナネズミ (飼育室：CV-A飼育室3)
ウサギ (飼育室：CV-A飼育室4)

但し、それ以外の動物種の飼育を希望する場合、動物管理委員会の審査を受けることが出来る。(その際、別途取り決めを行う)

第12条 飼育管理

実験動物の飼育管理は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 実験動物の日常的管理は、原則として管理者が行うものとする。
- (2) 実験動物の飼育管理は微生物統御の点から飼育動物の微生物学的グレード順に行う。(SPF動物→CV動物)
- (3) ケージ交換は原則として、下記の如く行う。但し、年末・年始等の特殊な期間はこの限りではない。
- ①マウス、ラット、ハムスターでクリーンラック飼育下のプラスチックケージの場合、ケージ交換は週1回行う。
 - ②ラット、モルモット、スナネズミ、ウサギで流水洗滌ユニット飼育下のブラケットケージの場合、ケージ交換は週1回行う。
 - ③ラット、モルモット、スナネズミ、ウサギの流水盤の清掃は毎日(月曜日～金曜日)行う。
- (4) クリーンラック飼育下での給水瓶の交換は原則として週1回行う。但し、交換時以外でも給水瓶の水量は毎日チェックし、必要があれば交換、補充を行う。
- (5) 動物の給餌は原則として不断給餌とし、足りないケージには適時給餌を行う。
また、週に一回残滓処理をし、新しいものに入れ替える。
- (6) 1ケージあたりの飼育数は以下の通りとし、それを越えるような過密飼育はさける。
- ①マウスはマウス用プラスチックケージで最大5匹
 - ②ラットはラット用プラスチックケージで最大4匹
ラットはラット用ブラケットケージで最大4匹
(但し、この匹数は10週齢(300～400g)までとし、さらに飼育を継続する場合は随時減少する 1～3匹)
 - ③ハムスターはラット用プラスチックケージで最大4匹
 - ④スナネズミはラット用ブラケットケージで最大3匹
 - ⑤モルモットはモルモット用ブラケットケージで最大3匹
 - ⑥ウサギは個別飼育とする

⑦その他動物種は都度、適切な匹数を指示する

- (7) クリーンラック飼育において、各ラックの1段の使用ケージ数はマウス用で5ケージ、ラット用で4ケージまでとする。
- (8) 代謝ケージの使用は申請書を提出し、飼育期間は最長一ヶ月までとする（延長希望の場合、都度申請を行なう）

第13条 動物収容能力

センターの動物収容能力（匹数）は以下の通りである。

CV-A 飼育室1：マウス	最大収容ケージ数125	最大収容匹数625
CV-A 飼育室2：ラット	最大収容ケージ数96	最大収容匹数384
CV-A 飼育室3：ラット	最大収容ケージ数96	最大収容匹数384
CV-A 飼育室4：モルモット	最大収容ケージ数40	最大収容匹数120
ウサギ	最大収容ケージ数30	最大収容匹数30

(CV-A 飼育室5：ラット用代謝ケージ数30 最大収容匹数30)

※ラットの最大収容匹数は10週齢までの最大匹数から算出した

※ハムスター（CV 飼育室2）とスナネズミ（CV 飼育室3）はラット用ケージと兼用するため表記から外した

CV-B 飼育室6：ラット	最大収容ケージ数64	最大収容匹数256
CV-B 飼育室7：マウス	最大収容ケージ数125	最大収容匹数625

第14条 飼育室の環境と管理

センターの飼育室の環境は以下のように設定されている。（CV エリア(-A,-B 共通)）

温度：24.0℃ ±1.0℃

湿度：60.0% ±10.0%

照明時間：12時間（明時間 7:00～19:00 暗時間 19:00～7:00）

管理者により逸脱のないように勤務日の毎日、確認が行われる。

第15条 実験動物の搬入

センターで飼育する実験動物は、管理者が動物業者から受け取り、動物の検収作業後に指定の飼育室に搬入する。

第16条 動物実験

動物実験を行う者は、次の各項に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 動物の福祉に考慮し、さらに動物実験の精度を高める為、動物は適正に取り扱う。
- (2) 人畜共通伝染病に十分配慮し、利用者の安全に留意する。
- (3) 指定された飼育室以外の場所へは出入りしない。
- (4) 実験動物の屠体およびその実験に伴う汚物等は、処置終了後、利用者が直ちにセンター所定の場所に収容する。
- (5) 実験計画を終了し、不要となった実験動物は利用者が速やかに処分する。
- (6) 研究上の目的で、実験動物に加える処置は原則利用者が行う。
- (7) 給餌・給水、ケージ交換等通常行う飼育管理業務に研究上の目的で変更を必要とする場合は、セン

ターに申し出て変更することができる。

第17条 飼育中の実験動物の移動・搬出・再搬入

- (1) 飼育室の動物を施設外へ搬出する場合はケージ単位とし、動物の逃亡には十分配慮する。
但し、原則として飼育中の実験動物を他の飼育室に移動したり、施設外へ搬出したものを再搬入したりすることは出来ない。(動物搬出：Ⅱ-(5)-②参照)
- (2) CV-A, CV-B間の動物の移動は原則として行なわない。必要が生じた場合は管理者と相談の上、対応する。

第18条 実験動物の飼育制限

- (1) センターの各飼育室の動物収容数には限りがある為、動物の購入、飼育を制限することがある。従って、動物福祉の観点からも、実験計画を立てる際使用動物数は必要最低限で行う。
- (2) 動物を長時間不必要に飼育し続けない。
飼育期間が3ヶ月を超えた動物については、管理者から使用者に問い合わせる事ができる。

第19条 管理者の勤務時間

管理者の勤務時間は原則として、月曜日から金曜日までの、9:00～17:00 までとする。しかし、この期間の祝祭日は勤務外とする。

(但し、大型連休や年末年始等の期間はこの限りではなく、必要に応じて勤務を行う。)

第20条 施設利用時間

休日や夜間の施設利用は通常通りに入室し利用できるが、退室時に廊下等の照明を必ず消灯し殺菌灯を点灯する。また、各飼育室は7:00～19:00を照明時間としているので、それ以外の時間帯に入室することは動物のリズムを狂わせる原因となり得るため、極力控えること。

また、月曜日から金曜日までの9:00～17:00以外の時間(祝祭日を除く)は管理者が不在のため、利用者が使用室の管理に責任を持つとともに、非常警報等が出た場合や不測の事態が起こった場合にはこれに対応しなければならない。

生命科学センター利用の流れ

1. 実験計画書提出

- ・指定の用紙「実験計画書」（書式：1）に実験の概要を記入し、動物管理委員会に提出します。

2. 利用者登録申請

- ・承認された「実験計画書」に記載された実験従事者に利用者登録を行います。

3. IDカードの入室許可登録

- ・利用者登録を行った方を対象にIDカードに入室許可登録を行います。

4. 利用ガイダンスの受講

- ・原則として年1回実施するセンター利用ガイダンスを受講していただきます。

5. 実験動物発注依頼

- ・実験動物の発注は利用者の方に行っていただきます。
- ・「実験動物受入許可書」（書式：2）をセンターに提出していただき、センターにて受入の検討を行いまして、受入許可書を利用者にお渡しいたします。
- ・利用者の方は許可書が届いてから、動物業者に発注を行ってください。
- ・発注内容が変更された場合、センターにご連絡ください。
- ・受入許可書の提出期限は原則として入荷予定の前週までとさせていただきます。

6. 実験室利用予約

- ・実験室の利用は予約制になります。
- ・予約はセンター内入り口のホワイトボードに「実験室利用予約表」（書式：5）を掲示していますので、そちらに記入して下さい。
- ・実験室を利用しない場合は予約の必要はありません。

7. 実験動物の搬入

- ・指定の動物がセンター内に搬入されましたら管理室より依頼者にE-mailにて連絡を行います。（動物の検収、飼育ケージへの収容は管理者が行います）

8. 実験開始

- ・「生命科学センター手引き」に従いセンターを利用していただきます。

9. 実験終了

- ・実験終了後は不要動物の処分、実験室の私物撤去をお願いします。

10. IDカードの入室許可登録の抹消

- ・利用者登録及び、IDカードの入室許可登録の抹消を行います。
（この時点でセンターの利用は出来なくなります）

・実験計画の途中で実験内容に変更を求める場合は、「実験計画書」（書式：1）を再提出していただきます。
動物管理委員会により承認されましたら実験計画に沿って実施して下さい。

II. 生命科学センターの利用手順

(1) 入退手順

センターへの出入りは、施設入り口、CV-Aエリア入り口、及びCV-Bエリア入り口に設置されている出入り管理装置（カードリーダー）により規制される。

①施設内に入る時

- a) 各自の ID カードにて施設内へ入る
- b) 入り口より施設外用のサンダルに履き替える（外履きは所定の下駄箱へ入れる）
- c) 手指消毒の実施（自動手指消毒器を利用）
- d) 管理室受付より入室記録の記載を行う（書式：3）
- e) 利用する飼育エリア入り口へ移動する

②CVエリアの入退法（-A、-B共通）

- a) 飼育エリア出入り口（CV 更衣室）のドアロックを ID カードにより開錠し、管理エリアに入る
- b) 手指消毒の実施（自動手指消毒器を利用）
- c) 施設外用サンダルを脱ぎ、私服用ロッカーへ入れる
- d) 上着等の私服もサンダル同様、私服用ロッカーへ入れる
- e) エリア内専用衣ロッカーより、指定の CV エリア内専用の実験衣・マスク・帽子・手袋・サンダルの着衣を行う
- f) 飼育エリア内で使用する実験器具類はパスボックスにてアルコール消毒後搬入する(II-(5)-⑦参照)
- g) 手指・サンダル裏をアルコールにて消毒を実施
- h) エアシャワーより入室（両扉同時開放注意）
- i) CV 廊下から CV 廊下→実験室、CV 廊下→飼育前室→飼育室の順に移動
(CV エリア内の飼育室からの移動は各飼育室間の動物種および微生物学的グレードが異なるので飼育室（飼育前室）を入退室時には、備え付けのアルコールにて手指、サンダル裏の消毒を実施する)
- j) CV エリア内作業終了
- k) エアシャワーより退室（エアは吹き出さないのでもそのまま出る 両扉同時開放注意）
- l) 着衣していた CV エリア内専用の実験衣・サンダルは設置してあるリネン台車に入れる
- m) マスク・帽子・手袋は設置してあるゴミ箱へ捨てる
- n) 上着等の私服を着衣し、施設外用サンダルに履き替える
- o) 手指消毒の実施（自動手指消毒器を利用）
- p) サムターンキーを解除して退室する
- q) 動物の屠体や実験後の廃棄物は廃棄物保管庫の所定の位置に収める

③施設内から出る時

- a) 管理室受付より退室記録の記載を行う（書式：3）
- b) 手指消毒の実施（自動手指消毒器を利用）

- c) 外履きに履き替える
- d) サムターンキーより開錠し退室する

(2) 着衣基準

センター内は常に清浄に保たれている為、入室者は消毒、滅菌されたものを身につける。

①エリアへの入室に際しては、専用の実験衣、マスク、帽子、サンダル、手袋を着用する。これらのものは更衣室にすべて配置されている。

a) 実験衣

- 1) 男女共通型のものを無記名で使用する
- 2) エリア内専用衣ロッカーに収納されている洗濯済みのもの（各サイズ）を各自取り出して着用する
- 3) 使用後は更衣室内に備え付けてあるリネン台車に入れる
- 4) 管理者は、定期的の実験衣の回収、運搬、洗濯及び滅菌済みのものをロッカーに配置する

b) マスク

- 1) ディスポーザブルマスクを利用し、適宜使い捨てる
- 2) 使用後は更衣室に備え付けのゴミ箱に捨てる
- 3) 管理者は、定期的補充を行い、使用済みは処理する

c) 手袋

- 1) ディスポーザブル手袋を利用し、適宜使い捨てる
- 2) 使用後は更衣室に備え付けのゴミ箱に捨てる
- 3) 管理者は、定期的補充を行い、使用済みは処理する

d) 帽子

- 1) ディスポーザブル帽子を利用し、適宜使い捨てる
- 2) 使用後は更衣室に備え付けのゴミ箱に捨てる
- 3) 管理者は、定期的補充を行い、使用済みは処理する

e) サンダル（施設内エリア）

- 1) 男女共通型のものを無記名で使用する
- 2) 施設内、外エリアは施設入り口の下駄箱に収納されている消毒済みのものを各自取り出して使用する
- 3) 使用後は施設入り口の所定の下駄箱に入れる
- 4) 管理者は、定期的サンダルの回収、運搬、洗濯及び消毒済みのものを各所定の位置に配置する

f) サンダル（CVエリア）

- 1) 男女共用型のものを無記名で使用する
- 2) 更衣室のエリア内専用衣ロッカー内に収納されている消毒済みのものを各自取り出して着用する
- 3) 使用後は更衣室内に備え付けてあるリネン台車に入れる
- 4) 管理者は、定期的サンダルの回収、運搬、洗濯及び消毒済みのものを各所定の位置に配置する

②洗浄室における作業時の着衣は、作業性質上、湿気や濡れ及び蒸気等の熱から身を守るため帽子、マスクのほか、長靴、ビニール前掛け、洗浄用手袋を着用する。これらのものは洗浄室に配置する。使用後は洗浄・消毒を実施する。

(3) 作業上の注意

実験に供する動物を良好に保ち、施設関係者の安全確保の見地から、次の事項を守ること。

- ①人から動物への感染または動物から人への感染を防ぐために、飼育エリア内での実験及び飼育室作業を行う前に必ずアルコールで手指の消毒を行い、実験及び作業終了後も手指の消毒を行う。
- ②飼育室、実験室等の作業で動物の汚物が飛散して部屋が汚れた場合は、必要に応じて速やかに清掃消毒をし、室内の清潔を保つ。(清掃用具は各部屋に設置してあるものを使用する)
- ③飼育エリアの各飼育室は飼育している動物種や微生物学的なグレードが異なるので、飼育室間の汚染や感染を防ぐため、飼育室利用入退室時に飼育前室に備え付けのアルコールにて、手指および履物の裏の消毒を実施する。
- ④動物に咬まれたり、ひっかかれたりしないように気をつける。薬物投与・保定・採血等を行う時にはこのような事故に遭うことが多いので、それぞれ注意を心がける。
万一事故に遭ったときは、管理室に申し出ること。(管理室に救急箱を常備)
- ⑤飼育室、実験室において、動物の屠体を長時間放置してはならない。発見あるいは実験処置後、速やかにビニール袋等に入れて固く口を封じ飼育エリア退室後、センター内廃棄物保管庫の屠体保存用フリーザーに収容保存する

(4) 物品の搬入・搬出

センターは滅菌機器あるいは消毒設備を付帯しており、これらを有効に利用して清浄となった物品を搬入し、飼育室環境が清浄に保たれるようにする必要がある。

①搬入における一般的注意

- a) センター内への物品の搬入は、原則としてすべて滅菌または消毒しなければならない。
- b) 滅菌・消毒が出来ない精密機器等は、その性能を損なわない程度に表面をアルコールあるいは 500 倍希釈の塩化ベンザルコニウム溶液 (10%W/V 溶液) で清拭して搬入する。

②環境維持の為の各種滅菌・消毒機器設備

- オートクレイブ (清浄域と非清浄域の両扉式)
- パスルーム (清浄域と非清浄域の両扉式で UV 殺菌装置付き)
- パスボックス (清浄域と非清浄域の両扉式で UV 殺菌装置付き)
- 噴霧器 (加圧式と手動式のものを使い分ける)

③物品搬入時の各種滅菌・消毒方法と対象物品

- オートクレイブ滅菌 (高圧蒸気滅菌装置)
 - 動物飼育用器材 (ケージ、蓋、給水瓶等) ※
 - 動物用床敷
 - 飼育管理用品の一部 (モップ糸、雑巾)

UV 殺菌（アルコールにて消毒並行）

実験器具類（解剖用具、投与器具、投与薬剤）
記録シート、各筆記用具
飼育管理用品（ほうき、モップ柄、バケツ、作業台、台車等）
ビニール袋、ゴミ袋
各種消毒剤（薬液ボトルに充填する）
動物用飼料（外装のみ）

※CV エリア使用の動物飼育器材は動線上汚染エリアを通過するため、オートクレイブ滅菌後、UV 照射滅菌（アルコール消毒並行）を行う。

④物品の搬出

実験器具類：人と一緒に手持ち搬出

動物の屠体：ビニール袋に入れ、手持ち搬出する（飼育エリア退室後、廃棄物保管庫の所定の場所へ保管）

実験後の廃棄物：同上

飼育器材：定期交換時にパスルームを使用して洗浄室へ搬出

動物汚物：ケージ交換時にケージと一緒にパスルームを使用して洗浄室へ搬出

飼料残滓：同上

着衣：各更衣室に用意されているリネン台車に入れる

記録シート類：人と一緒に手持ち搬出

（5）エリア内動線

センターでの人、動物および器材等の移動を正しく行うことは、病原微生物等による汚染防止に必要とされる。本項では施設内における各種動線を示したものである。

①動物搬入動線

a)物品搬入口（施設裏口）でクレート（動物輸送箱）を検収後、300 倍次亜塩素酸ナトリウム溶液で外装を清拭・消毒し、搬入パスルームに搬入する

300 倍次亜塩素酸ナトリウム液でパスルーム内の空間の噴霧消毒を実施する

b)洗浄室側から、洗浄室専用の台車にクレートを移し、各飼育エリアのパスルームに台車ごと搬入する

再び、300 倍次亜塩素酸ナトリウム溶液にて、クレート、台車、室内、空間の噴霧消毒を行う

c)飼育エリア側（清浄域側）よりパスルーム内のクレートのみを飼育エリア内に搬入し、指定の飼育室に飼育エリア内専用の台車を用いて搬入する

②動物搬出動線

a)飼育室から実験室 1、2 への場合（CV-Aエリア）

飼育室から実験室への動物移送は、ケージ単位で行う。

各飼育室間のグレードが異なるため飼育室からの退室の際には設置のアルコールにて手指・サンダルの裏を消毒する。（各飼育室間の移動の時も実施する）

移送の際ケージが必要な場合、飼育室にあるストックケージを使用する。

再度飼育室へ動物を戻す場合は、搬出した飼育室の元の場所へ戻す。

b)施設内から施設外への場合

実験等の目的で動物を施設外へ動物移送する時は、必ずケージ単位で行う

移送の際ケージが必要な場合、飼育室にあるストックケージを使用する

その際、動物は人と同じ動線で更衣室を介し手持ち搬出とする

更衣室からの搬出は備え付けのシャトルボックスに入れて施設外に持ち出し、センター備え付けの台車にて各研究室へ移動させる。

留意点として、移動中は絶対にシャトルボックスを開かないことや、各研究室に搬入後も室内のドアは締め切りとし、シャトルボックスの開閉も最小限にとどめるなどの動物の脱走防止に努める。

同時に搬出個体数と実験処置後の屠体数に相違がないかの確認も必ず実施する。

使用後の飼育ケージ、シャトルボックス、台車は速やかにセンター所定の位置へ返却する。

③死亡動物（屠体）の搬出動線

a)屠体をビニール袋に入れ、各飼育エリアより人と一緒にエアシャワーから更衣室を介して棄物物保管庫内のフリーザーに運ぶ

b)ビニール袋は屠体からの汚物漏出を防ぐ為、各室あるいは廊下に備え付けてあるものを使用する

c)フリーザーに入れる時は、ビニール袋の口をしっかりと閉じる

d)フリーザーに保存されている屠体は、管理者が定期的に搬出する

④動物汚物の搬出動線（動物排泄物が含まれる床敷）

a)プラスチックケージ交換時、飼育エリア内専用台車に載せて各飼育エリアのパスルーム前（清浄域側）まで運び、パスルーム内に予め洗浄室用台車を設置し、その台車にケージを載せ換えて洗浄室側（非清浄域側）より台車ごと洗浄室に運ぶ

b)洗浄室内にてビニール袋で養生処理した後、専用の容器に入れ廃棄物保管庫にて保管する

c)保管されたものは定期的に搬出・処理される

⑤飼育室廃棄物の搬出動線

a)各飼育室の清掃時の廃棄物等は飼育エリア内廊下→パスルーム→洗浄室に運ばれ、洗浄室にて処理後、動物汚物同様に廃棄物保管庫に運ばれる

b)動物入荷後のクレート（輸送箱）は飼育エリア内廊下→パスルーム→洗浄室に運ばれ、洗浄室にて処理後、動物汚物同様に廃棄物保管庫に運ばれる

c)残滓飼料は、動物汚物と同時同様に処理する

d)使用済みケージ、蓋、給水瓶等の動物飼育用器材は飼育エリア内廊下→パスルーム→洗浄室に運ばれ、洗浄室にて（プラスチックケージは汚物処理操作後）水槽に薬液浸漬し、その後清浄・乾燥し再使用される

⑥エリア内専用衣移送動線

CV エリア内で着用する専用着衣類（実験衣、マスク、手袋帽子、サンダル等）は各更衣室に滅菌および消毒済みの状態で保管される。

使用後は実験衣、サンダルは洗濯・消毒・滅菌後再度使用し、マスク、手袋、帽子は廃棄処分する。

これらも医療用廃棄物とし、廃棄物保管庫にて保管後処分される。

a)更衣室への専用着衣の搬入動線

実験衣：洗浄室にて洗濯・乾燥後、ビニール袋で養生を行い、施設内外廊下→CV 更衣室の手順で搬入し、エリア内専用衣ロッカーに保管される

サンダル：洗浄室にて洗浄・消毒後、ビニール袋で養生を行い、施設内外廊下→CV 更衣室の手順で搬入し、各エリア内専用実験衣のロッカーに保管される

マスク・手袋・帽子：ディスポーザブルのものを使用するため、各物品は外装をアルコール消毒後更衣室内のエリア内専用衣ロッカーに保管される

b)飼育エリアからの搬出動線

実験衣・サンダル：飼育室内作業終了後、CV 更衣室で飼育エリア内専用衣を脱衣しリネン台車に保管する

マスク・手袋・帽子：飼育室内作業終了後、CV 更衣室で脱衣し、更衣室内のゴミ箱へ廃棄する

c)脱衣後の実験衣は、定期的に管理者が各更衣室→施設内外廊下→洗浄室に搬出する

d)脱衣後の廃棄されたマスク等は、定期的に管理者が各更衣室→施設内外廊下→廃棄物保管庫に搬出する

⑦実験器具類の搬入動線

a)実験室への搬入方法

利用者は入退手順(Ⅱ-(1)参照)に従い更衣室に入り飼育エリア専用衣に着衣後、実験器具類をパスボックスにて搬入する

飼育エリア内に入室後、器具類を取り出し実験室へ運び込む

b)実験室からの搬出方法

実験終了後、使用器具類は清拭・消毒を行い、利用者の退出動線に従い手持ちで搬出し飼育エリア外に持ち出す

c)パスボックスの使用方法

・パスボックスにて物品を飼育エリア内に搬入する時は以下の手順で行う。

1)備え付けの消毒用アルコールにて搬入物を十分に噴霧消毒する

2)パスボックスの更衣室側（非清浄域側）の扉を開き、パスボックス内を噴霧消毒する

3)パスボックス内に搬入物を入れる

4)出来るだけ多くの面に UV が照射されるように物品を重ねないように入れる

5)搬入後、再びパスボックス内の空間をアルコールにて噴霧消毒を行う

6)パスボックスの扉を静かに閉めて、殺菌灯の点灯確認を行う

7)飼育エリア入室後、飼育エリア側（清浄域側）からパスボックスの扉を開き、搬入物を取り出す

8)物品搬出後パスボックスの扉を静かに閉める（殺菌灯の点灯確認を行う）

⑧実験廃棄物の搬出動線

a)実験室内の清浄度を維持するために、実験時にできる廃棄物はすべて飼育エリア外に搬出しなければならない

b)搬出にあたっては分別を行い、実験室の備え付けのビニール袋にて養生を行い、利用者の退出動線に従い手持ちで搬出する

分別に当たっては(Ⅱ-(6)-⑩)を参照にする

c)飼育エリア外から廃棄物保管庫へ移動し所定の場所へ保管する

(6) 実験室の使用規定

センター内に設置されている実験室は共同使用の場である為、その使用においては各人が十分に自覚して使用すること。

- ①センターには2室の実験室（CV実験室1、CV実験室2）があり、それぞれCV-Aエリアに属する。
- ②CV-Bエリアには実験室がない為、CV-Bエリア内での実験は飼育室内または前室で行い、その実験処置の程度も馴化、特殊給餌、絶食、薬物投与、採血等の軽度なものに限る。
（解剖などのそれ以上の実験処置を必要とする場合は動物を搬出し各研究室にて行う）
- ③実験室内での火気の使用は禁止する。また、環境に悪影響を及ぼす行為を避け、事故防止に努める。
万が一、火災・事故等が発生した場合は、速やかに初期対応・避難等をし、その旨を管理者に報告をする。（「城西国際大学薬学部 安全の手引き」参照）
- ④実験室の利用に関しては予約制とし、利用希望の場合はセンター管理室に申請を行う。
申請はセンター入り口に「実験室利用予約表」（書式：5）を前月の20日に張り出すので、そちらに記入する。
※実験室予約の際に利用希望時間が重なった場合は利用者同士で調整を行う。
- ⑤実験室（実験室1、実験室2）使用の原則
実験室は、原則として実験上の種々の処置を行う所であり、各研究室で共用する。汚れやすい所であるということを念頭におき、使用前後の管理については使用者自身が十分な気配りを要する。
原則1：使用しっ放し厳禁（自分が迷惑を受けたことを考え、他人に迷惑をかけないように常に心がける）
原則2：整理整頓、不用物の処理、必要に応じて清掃（利用者）
清掃および消毒（汚染防止）を定期的に行う（管理者）
- ⑥機器使用上の原則
後述に記す備品が実験室に設置してある。これらの備品の使用後は特に原則1に留意すること。また、使用中に気づいた機器の不調や故障は、管理者へ速やかに連絡する。
- ⑦床の清掃基準
床の清掃は、毎日定期的に行われているが、動物の汚物等で特に汚した場合は速やかに清掃・消毒を各自行う。（清掃用具は室内に設置してあるものを使用する）
- ⑧流し使用上の注意
使用した各種の容器具類は、長時間放置せず、速やかに洗浄および消毒をする。また流しは、よく洗浄・消毒して清潔を保たなければならない。
- ⑨廃棄物の処理基準
実験終了後の廃棄物の処理は忘れずに実施する。
実験室内には衛生上ゴミ箱は設置しない。
廃棄物の処理に関しては実験室および廊下に設置してあるビニール袋を用い、各種分別収納し、飼育エリア退室後に廃棄物保管庫の所定の場所に保管する。
管理者は廃棄物保管庫の廃棄物は定期的に搬出・処理し、室内の清掃・消毒を定期的に行い汚染の拡大を最小限にとどめるよう注意を払う。
動物の屠体処理時は設置の記録用紙に記載を行なう（書式：6）
- ⑩廃棄物の分類（廃棄物保管庫における分類）

ゴミの種類	利用者	管理者
動物の屠体	フリーザーへ	20Lポリへ
腐敗物	フリーザーへ	20Lポリへ

他感染性	20Lポリへ	20Lポリ（蓋をして）
その他	ゴミ箱へ	45Lダンボールへ
動物汚物		45Lダンボールへ

※管理者は適時、廃棄物処理を行う

⑪共用の実験器具以外で実験に用いる器具類に関しては、各自実験に見合った必要最低限のものを持ち込み使用する。解剖器具の飼育エリア内への持ち込みに関しては(Ⅱ-(5)-(7))を参照にする。

⑫利用者用保管棚

実験期間中に限り、利用者用の保管棚に実験器具類を保管することができる。利用に関しては共用の棚となるので、多くを置かないことと保管したものには各自明記を行うようにする。

また、紛失や破損に関しては保障の範囲外になるので、重要なものは実験時に随時搬入・搬出して使用する。

(7) 利用者への連絡

管理者は利用者の動物実験が円滑に行われるため、次の事項が発生した場合利用者へその旨を連絡する。

①飼育中の動物に異状（状態の悪化、死亡等）が認められたとき。

動物の死亡に関しては管理者により速やかに飼育エリア外へ搬出され、廃棄物保管庫へ保管される。

また、その屠体の廃棄に関しては利用者への確認を必要とする。

②動物の搬入が行われたとき。

検収結果および搬入先の飼育室、ケージ設置箇所等。

(8) 生命研内における動物実験のための精製飼料作製・搬入・保管・使用方法について

栄養実験など生命研内飼育エリアにおいて精製飼料を使用し動物実験を行う場合、精製飼料の作製・搬入方法に関しては以下のように行う。

①精製飼料原料は、食品添加物レベルの衛生度の高さのものを、オリエンタル酵母(株)ないし日本クレア(株)より、利用者の依頼により生命研予算で購入する。

②精製飼料原料の保管は、実験者の所属する各講座内の衛生的な環境で行う。

※ビタミン、脂質等の劣化しやすい飼料原料は冷蔵保存とする。

※滅菌あるいは消毒用エタノール噴霧等で殺菌された機器および容器を使用する。

③臨床栄養学講座実験室 K4 1 2 内大型冷蔵庫およびドラフトを食品・精製飼料の保管および作製のためのスペースとし、他講座実験者の使用も可能とする。

※ドラフト内を精製飼料混合スペースとし、使用前には消毒液による拭き取りおよび消毒用エタノールの噴霧により衛生度を高く保つ。

※ドラフト周辺および原料保管用冷蔵庫も衛生度を高く保つため、生体サンプルや発酵食品等の衛生度を低下させる危険性のあるものを置かない。

※精製飼料は新品のビニール袋（内側は、ほぼ無菌）に入れ、生命研飼育エリア搬入時は、外側に消毒用エタノールを噴霧した後にパスボックス経由で行う。

④飼育エリア内に搬入した精製飼料は、実験者および搬入日を明記し実験室1内の冷蔵庫に保管し、逐次使用する。

※ 飼料の保管は、原則搬入後1ヶ月とする。

動物実験計画書(記入例)

提出日:平成×年×月×日

(新規・継続・変更)

実験責任者	(研究史) ×××研究室 (職名) 教授 (氏名) 城西 太郎 印 (連絡先) TEL: (0475)-×××-×××× 内線:×××× E-mail: ××××
	(研究室の長・氏名) 城西 太郎 印
実験従事者 (全員記入)	(研究室・職名・氏名) ○○○研究室 助教授 城西 花子 ○○○研究室 助手 城西 次郎 (連絡先) TEL: (090)-×××-×××× E-mail: ××××
実験課題	研究テーマを記述してください
実験目的	何を解明するために実験を行うのかが分かるように記述してください
実験計画と方法	出来る限りわかりやすい表現で、正確に研究計画を記述してください スペースが足りない場合には、別紙(書式自由)に記述して添付してください
	実験で使用する動物の必要数および算出根拠: コントロール群と1種類の処置群に各10匹を用いるため2群×10匹=20匹

実験実施期間	平成 ××年 4月 1日 ~ 平成 ××年 3月 31日 (12 ヶ月間)
動物飼育場所	1. 施設内 CV-A飼育室(1・2・3・4・5) CV-B飼育室(1・2) 2. 施設外 ()
実験実施場所	1. 施設内 CV-A実験室(1・2) CV-B飼育室(1・2) その他() 2. 施設外 ()
使用動物	動物種: マウス 品種・系統: Slc:ICR 性別・匹数 (♂ 0 匹 ♀ 20 匹) 入手先: 日本エスエルシー(株) 微生物学的特徴 1. 無菌動物 2. SPF動物 3. クリーン動物 4. コンベンショナル動物
動物実験が必要な理由	1. 代替手段がない 2. 代替手段の精度が不十分 3. 代替手段の経費が過大 4. その他()
安全管理上注意を要する点	1. 無 2. 有 (具体的に:)
想定される動物の苦痛	1. 動物にほとんど不快感を与えない実験 2. 動物に軽いストレスないし痛みを伴う実験 3. 重度のストレスや痛みを伴う実験 4. 無麻酔の意識のある動物に、耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えるような処置
動物の苦痛の軽減方法	1. 麻酔薬 (薬剤名: ネンブタール) (投与方法: 腹腔内投与) 2. 鎮痛剤・鎮静剤 (薬剤名:) (投与方法:) 3. その他 ()
安楽死の方法	1. 麻酔薬の投与及び吸入 (薬剤名: ネンブタール (静脈内注射)) 2. 物理的方法 (具体的に:) 3. その他 ()
センターに持ち込む機器	注射針、注射筒、薬剤(×××)、解剖器具、筆記用具

・以下の欄は記入しないで下さい

動物実験倫理委員会による裁定	承認 否承認 承認日:平成 ××年 ×月 ×日
	委員長: ○○ ○○ 印
	承認番号: 第 ××× 号

実験動物受入許可書(記入例)

提出日 平成 ××年 ×月 ×日

研究室名: ×××研究室	
依頼者: 城西 太郎	内線: ××××
	E-mail: ××××
実験計画書承認番号: ○○○	

動物種: マウス	系統: Slc:ICR	性別: ♂ ・ ♀
週齢: 5 W	体重: 15~20 g	数量: 20 匹
その他条件: 特になし		
微生物学的特徴: SPF ・ クリーン ・ コンベンショナル		
飼養に関する条件: 無 ・ 有 ()		
希望飼育エリア: CV-A区 ・ CV-B区		
動物入荷日: 平成 ××年 ×月 ×日		
購入業者: △△△△		

上記実験動物の受入を許可いたします

認可番号: ××-××-×× 平成 ××年 ××月 ××日

城西国際大学 生命科学研究センター 管理室長 仙波 泰之 印

生命科学センター入退室記録

×× 年

No. ×××

日付	所属研究室名	利用者名	入室時	退室時	利用場所	動物搬出
5/18	生命研	仙波	9:00	12:00	CV(-A)区飼育管理	
5/18	○○研究室	×××	10:00	15:00	CV(-B)飼育室6	
5/19	△△研究室	×××	9:30	9:45	CV(-A)飼育室1・実験室 1	マウス5匹
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						

※動物の搬出を行う場合は「動物搬出」欄に動物種と匹数を記入してください。

実験動物検収記録

書式:4

No. △△△

受入許可書認可番号: ××-××-××	発注依頼者・研究室名: ○○先生 ×××研究室
入荷日(時刻): ×年 ×月 ×日 (13 : 00)	購入業者: 日本エスエルシー
検収記録(本書)との照合: ○ 適 ・ 不適	納品書との照合: ○ 適 ・ 不適
輸送状況の異常: ○ 無 ・ 有 (有の場合:)	
輸送箱の外装異常: ○ 無 ・ 有 (有の場合:)	
出荷日: ×年 ×月 ×日 ()	生育場: ×××
動物種: マウス	系統: Slc:ICR
性別: ○ ♂ ・ ♀	週齢: 5 ○ W ・ D()
出生日: ×年 ×月 ××日 (~ ×年 ×月 ××日) ()	
体重(明細書表記): 17 g (~ 19 g)	匹数: 20 匹/ 1 箱
備考:	
動物受け取り担当者: 仙波 泰之 印	

体重測定:(動物明細書に体重表記のある場合は体重測定を割愛する)					
全身外観	異常 無 ○ 有		異常動物 (計 1 匹)		
	①体格		匹	②被毛	背部から腰部に脱毛 1 匹
	③皮膚		匹	④目	匹
	⑤鼻腔		匹	⑥耳	匹
	⑦口腔		匹	⑧肛門	匹
	⑨生殖器		匹	⑩行動	匹
	⑪呼吸		匹	⑫その他	匹
	飼育室: CV-A飼育室1		ケージ番号(匹数): Rno.1-1~ 1-4(各5匹)		
検収担当者: 仙波 泰之 印					

・全身外観で異常が認められた場合、該当するものを選び詳細と匹数を記入する

管理責任者

実験室(1)利用予約表(記入例)

××年 ○○月

No. △△△

	9:00~11:00	11:00~13:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:00~19:00	19:00~
1日(金)		××研究室 A				
2日(土)			△△研究室 B	△△研究室 C		○○研究室D
3日(日)						
4日(月)						
5日(火)						
6日(水)						
7日(木)						
8日(金)						
9日(土)						
10日(日)						
11日(月)						
12日(火)						
13日(水)						
14日(木)						
15日(金)						
16日(土)						
17日(日)						
18日(月)						
19日(火)						
20日(水)						
21日(木)						
22日(金)						
23日(土)						
24日(日)						
25日(月)						
26日(火)						
27日(水)						
28日(木)						
29日(金)						
30日(土)						
31日(日)						

※利用を希望される方は空欄に講座名と利用者名を記入して下さい

動物屠体処理記録（廃棄物保管庫）

書式:6

2010 年

No. _____

日付	使用者	所有者	研究室	動物種	性別・匹数	目的	備考	※
4/1	仙波	同左	生命研	マウス・ラット・他()	♂1 ♀3	廃棄・保管	毒物使用注意(モルヒネ投与)	
4/2	稲田	仙波	生命研	マウス・ラット・他() モルモット	♂1	廃棄・保管	1/10迄廃棄しないで下さい	
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		
/				マウス・ラット・他()		廃棄・保管		

* 屠体以外の廃棄物の記録は必要ありません

「※」は管理者記入欄です、記入は必要ありません

代謝ケージ利用申請書

書式:7

No. _____

提出日 × 年 × 月 × 日

(新規 ・ 継続)

研究室名: ××××研究室	
依頼者: ○○○○	先生 印 連絡先: ××××××××
実験計画書番号: ×××	
使用期間: × 年 × 月 × 日 ~ × 年 × 月 × 日	
使用ケージ数(匹数) 25匹	
使用される飼料の形態 固型飼料 <u>粉末飼料</u>	
その他希望条件	

最長1ヶ月迄

最大30匹迄

施設管理責任者	動物管理委員長	生命研センター長

生命科学研究センター物品貸出記録

書式：8

No. _____

提出日 △△年 △△月 △△日 ()

研究室名	××××研究室
氏名	○○○○ 先生 印
借用物品名	□□□□□□□□□□
借用期間	△△年 △△月 △△日～ △△年 △△月 △△日

上記の物品の貸出を許可する。 年 月 日 ()
生命科学研究センター管理室長 印

引渡し	年 月 日 () 氏名 _____ 担当者：
返却日時	年 月 日 ()
返却受取人	印
備考	

※引渡し担当者、返却日時、返却受取人は管理者が記録を行う。

城西国際大学薬学部における動物実験指針

(目的)

第1条 この指針は、城西国際大学薬学部(以下「本学部」という)において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的観点からはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|---|
| 一 管理責任者 | 学部長またはそれに代わるものをいう。 |
| 二 管理者 | 施設および飼育管理を行うものをいう。 |
| 三 実験動物の専門家 | 実験動物学を習得した者または実験動物および動物実験について十分な知識・経験を有するものをいう。 |
| 四 施設・設備 | 実験動物の飼育若しくは保管または実験等を行うための施設・設備をいう。 |
| 五 実験動物 | 実験等の利用に供するため飼育し、または保管している哺乳類および鳥類に属する動物(施設に導入するため輸送中のものを含む)をいう。 |
| 六 実験者 | 動物実験を行うものをいう。 |
| 七 動物実験 | 実験動物を教育(学生実習を含む)、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。 |

(適用範囲)

第3条 この指針は、本学部において行われるすべての動物実験に適用される。

- 2 哺乳類および鳥類に属する動物以外の動物を用いた実験についても、この指針に沿って実施するように努めるものとする。

(委員会)

第4条 本学部に、この指針の適正な運用を図るため、動物管理委員会および倫理委員会を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(実験計画の立案)

第5条 実験者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択および実験方法の検討を行うとともに、適正な動物実験に必要な飼育環境その他の条件を確保しなければならない。

- 2 実験者は、実験動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的・微生物学的品質および飼育条件等を考慮しなければならない。特に微生物学的品質に関しては、管理者の指示に従わなければならない。
- 3 実験者は、実験の立案に当たって、必要に応じて、管理者若しくは実験動物の専門家または動物管理委員会に助言および指導を求め、有効かつ適正な実験の実施に努めなければならない。

- 4 実験者は、前項の立案した実験計画について、動物管理委員会および倫理委員会の審査を受け、承認されなければならない。

(実験動物の検収および検疫)

第6条 実験者は、実験動物の発注条件、異常および死亡の有無を確認するとともに、実験動物の輸送の方法および時間などを把握しておかなければならない。

(実験動物の飼育管理)

第7条 動物飼育の施設・設備および飼育条件は、実験動物学的にはもとより、動物福祉の面からも適切なものでなければならない。

(実験操作)

第8条 動物実験は、整備の行き届いた専用区域内で行わなければならない。

(実験終了後の処置)

第9条 実験者は、実験を終了した動物の処置に当たり、致死量以上の麻酔薬の投与その他適切な方法によって、速やかに実験動物を苦痛から解放させるように努めなければならない。

- 2 実験者は、実験動物の死体、悪臭および糞尿等によって、人の健康および生活環境が損なわれないように努めなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第10条 実験者は、物理的若しくは化学的に危険な物質または病原体等を扱う動物実験の実施に当たり、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受け、または実験成績の信頼性が損なわれることのないよう、十分に配慮しなければならない。また、施設の周囲の汚染状況については、特に注意を払わなければならない。

- 2 実験者は、この指針を遵守するとともに、関連する諸法令および学内規定等に従わなければならない。

(事故対策)

第11条 実験者は、万が一、実験動物の感染・逃亡など、不測の事態に気づいたときは、可及的速やかに管理者へ連絡しなければならない。

- 2 実験者は、管理者および動物管理委員会と協力して、適切な対策を講じ、問題点の解決に全力を尽くさなければならない。

(補則)

第12条 この指針に定めるもののほか、動物実験の実施に関し必要な事項は、動物管理委員会の議を経て管理責任者が定める。

附則

この指針は、平成16年10月16日から施行する。